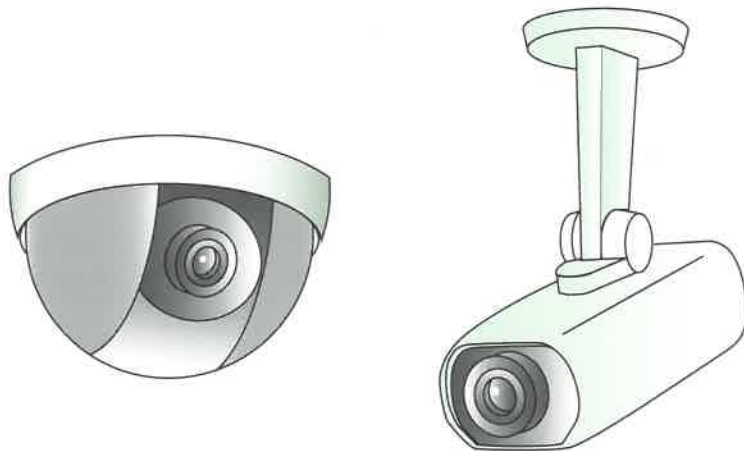


防犯カメラに関する 運用指針

～プライバシーに配慮した防犯カメラの運用～



防犯カメラ作動中

熊 本 県

平成19年2月

防犯カメラに関する運用指針の概要

はじめに

- ・防犯対策のため防犯カメラが設置されてきており、犯罪の抑止等に一定の効果が認められている。
- ・一方で個人のプライバシーが侵害されるのではないかと懸念がある。
- ・このため、防犯カメラの設置者には、個人のプライバシー保護に関する明確な基準を踏まえた適正な運用が求められている。

1 指針策定の目的

- ・プライバシー保護に配慮した防犯カメラの適正な運用の確保

2 防犯カメラ等の定義

- 防犯カメラとは、
- ・犯罪の予防を目的として設置され、
 - ・不特定多数の方を撮影する画像撮影装置で、
 - ・画像記録の機能を有するもの
- 画像とは、
- ・防犯カメラにより撮影し、記録されたものであり、
 - ・特定の個人を識別することができるもの

3 指針の基本的な考え方

- ・防犯カメラの設置者が留意し対処すべき事項を示すもの
- ・防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和

4 防犯カメラの運用に関して配慮すべき事項

(1)設置者の責務

防犯カメラを設置する施設の特徴等に応じて運用基準を定めるなど、適正な管理に努力

(2)運用責任者の指定

設置者は、防犯カメラの適正な運用のため、運用責任者を指定

(3)防犯カメラの設置の明示

設置者は、設置区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置していることを明示

(4)画像の適正な管理

○画像の利用及び提供の制限

画像は原則として目的外利用、外部提供を禁止

○画像の保存

画像の保存期間は最小限の期間

○画像の保管

録画した画像は、施錠できる設備内で保管

○画像の消去

保存期間が終了した画像は、確実に消去

(5)苦情等の対応

苦情や問い合わせに対して、適切かつ迅速に対応

(6)その他

施設管理業務等を外部委託する場合における委託業者への適正な運用の徹底

はじめに

県内でも防犯対策のため、防犯カメラが商業施設や金融機関、駐車場などに設置されてきています。設置することによって犯罪が抑止され安心感が得られることがその要因として掲げられます。また、防犯カメラには、犯罪の抑止とともに犯人の逮捕にも役立つなど一定の効果が認められています。

しかし、一方で個人のプライバシーが侵害されるのではないかと不安感や一旦画像が不適正に使用されたり流出してしまった場合、取り返しがつかないことになってしまうことなどの懸念があります。特に、インターネットに代表される情報社会が進展し、技術的にも画像データが容易に複製、加工できるといった問題もあります。

県が行った調査では、不特定多数の人が通行し、出入りする施設等の約半数で防犯カメラが設置されているという結果でした。また、防犯カメラとプライバシー保護との関係については意識されてはいましたが、運用面で明確に明文化した基準を定めているところは約1割でした。

このため、防犯カメラの設置者には、個人のプライバシー保護に関する明確な基準を踏まえた適正な運用が求められています。

以上のように、防犯カメラは犯罪の抑止に有効ですが、個人のプライバシー保護の観点からはその不当な侵害とならないように配慮することが必要です。防犯カメラの設置に当たっては、設置目的や必要性、妥当性なども十分検討しておきましょう。

また、防犯カメラの有効性について県民の皆さんの理解を得ていくためには画像データ等の厳重な管理が求められます。

この指針は、このような考えの下で防犯カメラの運用に当たって、最低限配慮する必要がある事項をまとめたものです。

防犯カメラを適正に運用して、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを進めていきましょう。

1 指針策定の目的

熊本県では、熊本県犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例（平成17年熊本県条例第49号）に基づき、防犯に配慮した施設の整備などを推進しています。この指針は、防犯カメラを設置する場合において、県民等のプライバシー保護に配慮した適正な運用を図ることを目的として策定するものです。

2 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるとおりです。

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として設置され、不特定多数の人を撮影する画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含まず。）で、画像記録の機能を有するものを言います。
- (2) 画像とは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものを言います。

3 基本的な考え方

- (1) この指針は、防犯カメラを設置する者（以下「設置者」という。）が防犯カメラを運用するに当たって、留意し対処すべき事項を示すものです。
- (2) この指針は、犯罪の予防への防犯カメラの有用性と県民等の容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を目的とするものとしします。

※ この指針は、個人のプライバシー保護のために最低限配慮する必要がある事項をまとめたものです。運用に当たっては、それぞれの利用目的や利用形態に合わせた適正な取扱いをお願いします。

4 防犯カメラの運用に関して配慮すべき事項

(1) 設置者の責務

設置者は、防犯カメラを設置する場合には、県民等のプライバシーを保護するため、防犯カメラを設置する施設の特徴、設置目的等に応じて運用基準を定めるなど必要な措置を講じ、その適正な運用に努めてください。

※ 運用基準を定めるに当たっては、別紙「運用基準例」を参考に作成してください。なお、さらに必要な事項等があれば随時追加変更してください。

(2) 運用責任者の指定

設置者は、防犯カメラを運用するに当たっては、その適正な運用を図るため、運用責任者を指定するものとします。

※ 防犯カメラは、その運用を誤れば、個人のプライバシーの侵害につながりますので、その運用について責任者を定め、適正に運用する必要があります。

(3) 設置の明示

設置者は、防犯カメラを設置するに当たっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを明示するものとします。

※ 防犯カメラ設置の表示は、犯罪の予防効果を高めるとともにプライバシーを侵害されるのではないかと不安に感じる方、防犯カメラに写りたくない方に配慮するため行うものです。不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、誰にでも分かりやすい場所にその旨を表示することが必要です。

(4) 画像の適正な管理

ア 画像の利用及び提供の制限

画像は、次に掲げる場合を除き、目的外に利用し、又は他に提供してはならないものとします。

(ア) 法令に基づく場合

(イ) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められる場合

(ウ) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等の目的による要請を受けた場合

※ (ア) の場合としては、裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第223条）、警察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）などがあります。

(イ) の場合としては、行方不明者の安否確認に必要な場合、災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

(ウ) の場合としては、警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査への協力などがあります。

イ 画像の保存

画像の保存期間は、必要最小限の期間とします。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとします。

※ 技術革新に伴って、録画装置が小型化し、長時間録画も可能となっています。それに伴い、画像の流出などの危険性も高まっていますので、画像の保存期間はできるだけ短期間としておく必要があります。

ウ 画像の保管

録画した画像の保管場所は、運用責任者が施錠できる設備内で保管するものとします。

※ 画像データが外部に漏れることのないように、記録媒体やパソコンの盗難防止のための措置を必ず行ってください。また、運用責任者及び運用従事者以外の者による再生・視聴防止のため厳重な保管を行ってください。

エ 画像の消去

画像は、イに定める保存期間が終了した後、確実に消去するものとします。

※ 画像データを消去しないまましていると、個人情報流出する危険性が高まります。保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは確実に消去してください。

(5) 苦情等の対応

設置者は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情について適切かつ迅速な対応に努めるものとします。

※ 防犯カメラが設置され、一方的に撮影されていることに不安を感じておられる方もいます。適正に運用していること、必要最小限の撮影範囲であること、防犯カメラの効果や必要性などを説明して、できる限り理解していただくよう努めてください。また、苦情対応担当者をあらかじめ指定しておくことや苦情等に対する対応要領を定めておくことも適切、迅速な対応のためには必要です。

(6) その他

施設管理業務や警備業務を委託する場合には、この指針及び運用基準の遵守を委託契約の条件にするなど、委託業者に適正な運用を徹底するものとします。

※ 画像データは、設置者が責任を持って直接管理することが原則です。やむを得ず外部委託を行う場合には、契約書上も安全確保の措置を徹底しておくことが必要です。

(別紙) 運用基準例

〇〇〇の設置する防犯カメラの運用基準

1 目的

この基準は、・・・施設に設置する防犯カメラについて、適正な運用のための必要な事項を定めることにより、(主として防止の対象とする犯罪の名称)などの犯罪を防止することと県民等のプライバシーを保護することの調和を図ることを目的とする。

2 防犯カメラの設置場所、撮影範囲等

防犯カメラの設置場所、撮影範囲等は、次のとおりとする。

(1) 設置場所

施設(店舗)入口及び施設内(店舗内) 台数 台

(2) 撮影範囲

施設(店舗)入口付近及び施設内(店舗内)

駐車場

(3) 撮影時間 防犯カメラの撮影時間は、・・・とする。

(4) 録 画 防犯カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

3 防犯カメラの運用責任者の指定等

(1) 防犯カメラの運用を適正に行うため、防犯カメラの運用責任者を置く。

(2) 運用責任者は、(職名を記載)をもって充てる。

(3) 運用責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用の防止のために必要な措置に関すること。

イ 防犯カメラの運用に従事する者に対する指導、監督に関すること。

ウ その他画像の適正な取扱いに関すること。

4 画像の管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざんの防止等のため、次の措置を講じる。

(1) 画像の保管方法

ア 画像を記録した媒体は、事務室の保管庫に施錠のうえ、保管する。

イ 原則として画像の閲覧及び持ち出しを禁止する。

(2) 画像の保存期間

画像の保存期間は、・・・日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、・・・の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を書面に記録するものとする。

(3) 画像の消去

画像の消去は、初期化(又は上書き)により行うものとする。ただし、媒体を廃棄する場合は、破碎のうえ、廃棄するものとする。

5 画像の利用及び提供制限

(1) 画像は、次に掲げる場合を除き、目的外に利用し、又は他者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められる場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等の目的による要請を受けた場合

(2) (1) に基づき、画像を他者に提供する場合には、運用責任者(又は設置者)の許可を得たうえで提供するものとし、提供日時、提供先、提供した画像の内容、提供の目的・理由等を書面に記録するものとする。

6 設置表示

防犯カメラが設置されていることについて、通行者(施設利用者)の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」等その旨を表示することとする。

7 苦情等の対応

苦情や問合せには、運用責任者が適切かつ迅速に対応するものとする。

8 その他

この基準に定めるもののほか、防犯カメラの運用に関し、必要な事項は、・・・が別に定める。

(参考様式1)

画像保存期間延長理由書

延長決定日	平成 年 月 日
延長する理由	
本来の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日まで
延長後の保存期間 終了年月日	平成 年 月 日まで
その他の 特記事項	

(参考様式2)

画像提供記録書

提供日時	平成 年 月 日 時 分
画像提供先	所属
	職 ・ 氏 名
	連絡先
提供する目的・理由	
提供する画像の内容	
その他の 特記事項	

防犯カメラ運用体制の概要図

防犯カメラ運用の留意事項
※プライバシーに配慮
※画像データの漏えい防止等
※目的外利用、外部提供の禁止

○設置者
運用基準の制定、遵守

指導、監督

○運用責任者
・運用基準の遵守
・防犯カメラ及び画像の適正な管理
・苦情等の対応
・画像の外部への提供可否判断

指導、監督

○運用従事者
・運用基準の遵守
・画像データの保存状況の点検
・画像データの保存期間終了後の消去
・記録媒体の破砕、裁断等の処理(廃棄の場合)
・苦情等の対応

○その他の従業員
・運用基準の遵守



パートナーシップ21くまもと

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり
ホームページ

<http://www.pref.kumamoto.jp/bouhan/>

熊本県環境生活部交通安全・青少年課

〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1

TEL 096-333-2293

FAX 096-382-7403